

# 市民委員会資料

## 2 陳情の審査

- (3) 陳情第 13 号 川崎港をより安全に運航を図ると共に  
パトロールに要する税金の削減に関する  
陳情

資料 川崎港の安全対策

港 湾 局

(平成 27 年 8 月 28 日)

## 1 関係各機関の役割及び港湾管理者(川崎市)の役割

### (1) 関係各機関の役割

- ア 川崎海上保安署 海上交通の安全確保、犯罪の予防及び取締り
- イ 川崎臨港警察署 犯罪の予防及び取締り
- ウ 臨港消防署 災害活動、救急活動
- エ 川崎税関支署 薬物銃器物品等に係る密輸出入の取締り
- オ 入国管理局横浜支局 来日外国人の入国・在留に係る認定等

### (2) 港湾管理者(川崎市)の役割

- ア 港湾法では、港湾区域及び管理下の港湾施設を良好な状態に維持する、とされ、国際船舶・港湾保安法では、危害行為の防止や保安確保のための措置を講ずる、とされている。港湾における保安対策として、次のような業務を行っている。
  - 立入りを制限する区域(制限区域)を海と陸に設け、海の制限区域については、3隻の船舶により巡視を行い、監視カメラ、警備員による監視も行っている。
  - 陸の制限区域については、フェンスで囲い、センサー、監視カメラ、警備員により監視している。
- イ これら監視体制を突破して侵入した場合等には、港湾管理者及び関係各機関は次のような流れで役割分担をして連携しつつ、対応する。

第1段階 不審船舶・不審車両の発見等の通報を受け、港湾管理者が関係各機関へ状況を通報後、現場へ急行する。

第2段階 現場では、関係各機関が情報収集を図り適切に対応し、港湾管理者は現場及び周辺の監視を強化し、付近の安全を確保するため避難誘導等必要な作業を行う。

第3段階 事態が収束した後、港湾管理者は原状回復(破壊された設備の修理等)に必要な手続きを行う。

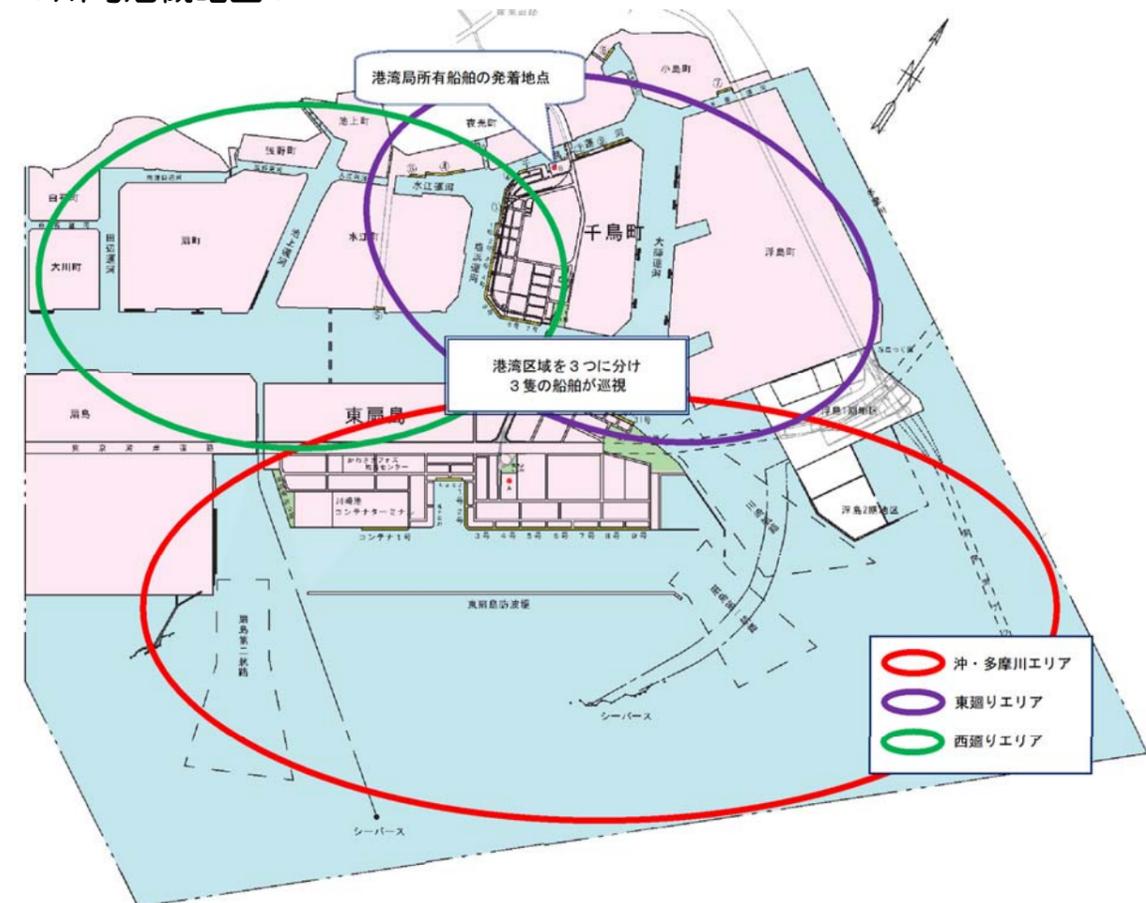
## 2 根拠法令

- 港湾法 第12条第2号  
港湾区域及び港務局の管理する港湾施設を良好な状態に維持すること。(港湾区域内における漂流物、廃船その他船舶航行に支障を及ぼすおそれがある物の除去及び港湾区域内の水域の清掃その他汚染の防除を含む。)
- 国際船舶・港湾保安法 第36条(国際水域施設の保安の確保のために必要な措置)  
国際水域施設の管理者は、当該国際水域施設に対して行われるおそれがある危害行為を防止するため、次条から第41条までに規定するところにより、当該国際水域施設の保安の確保のために必要な措置を適確に講じなければならない。
- 国際船舶・港湾保安法 第37条(水域指標対応措置)  
特定港湾管理者は、国土交通省令で定めるところにより、水域指標対応措置(当該国際水域施設の保安の確保のために必要な制限区域の設定及び管理その他の当該国際水域施設について国土交通大臣が設定する国際海上運送保安指標に対応して当該国際水域施設の保安の確保のためにとるべき国土交通省令で定める措置をいう。)を実施しなければならない。

## 3 所有船舶の業務と特徴 (「別表 所有船舶について」参照)

	あおぞら (巡視・旅客船)	つばめ (巡視・旅客船)	ひばり (巡視・測量船)
[港湾管理者として中心的な役割を担う業務]			
港湾区域内の巡視業務	◎	◎	◎
災害発生時の対応業務	◎	◎	○
港湾関連の調査運航業務	○	○	◎
港湾視察運航業務	◎	◎	
[関係各機関と連携して取り組む業務]			
海難等事故発生時の対応業務	○	○	○
油流出時の対応業務	○	◎	◎
海事関係行事に関する警戒業務	○	○	○

《川崎港概略図》



別表 所有船舶について

船名		あおぞら (巡視・旅客船)	つばめ (巡視・旅客船)	ひばり (巡視・測量船)
船体写真				
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> <li>・建造：1982年（33年経過）</li> <li>・総トン数：126.77トン</li> <li>・船体寸法：長さ24.51m 幅6.20m</li> <li>・定員：54名（船員4名 旅客50名）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建造：1974年（41年経過）</li> <li>・総トン数：27.94トン</li> <li>・船体寸法：長さ14.69m 幅3.99m</li> <li>・定員：22名（船員2名 旅客20名）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建造：1973年（42年経過）</li> <li>・総トン数：20.90トン</li> <li>・船体寸法：長さ10.20m 幅5.98m</li> <li>・定員：13名（船員2名 作業員11名）</li> </ul>
役割を担う業務 港湾管理者が中心	港湾区域内の巡視業務	《川崎港概略図》のとおり、港湾区域を3つのエリアに分けて3隻で巡視		
	災害発生時の対応業務	帰宅困難者の輸送・緊急物資の搬送		緊急物資の搬送
	港湾関連の調査運航業務	港湾施設に係る破損等の点検		双胴船で安定性の高い船型、広い甲板 → 各種港湾工事の水深測量・調査業務
	港湾視察運航業務	「あおぞら」50名分・「つばめ」20名分の座席 → ポートセールスにおいて重要な役割		
組む業務 連携して取り	海難等事故発生時の対応業務	海上保安署・消防署等の指示に従って人命救助等の作業		
	油流出時の対応業務	航走による油の拡散	航走及び放水装置による油の処理	オイルフェンス展張
	海事関係行事に関する警戒業務	防災訓練や出初め式等における海上からの警戒及び人員輸送		

## 4 船舶の新造

(1) 「つばめ」新造の決定

- ア 建造から41年経過（一般的な耐用年数25～30年）しており、老朽化している。
- イ 災害時、帰宅困難者の輸送や緊急物資の搬送手段としての役割を担う。
- ウ 船舶を新造する場合に比べ、多額の修理・保守費用が発生する状態が継続する。  
→総合的に勘案して、船舶「つばめ」の新造が決定された。

(2) スケジュール

- ア 平成26年度 基本設計
- イ 平成27年度 価格調査、予算要求
- ウ 平成28年度 建造、完成



## 参考資料2

### ■川崎管内排出油等防除協議会 / 事務局：川崎海上保安署

#### 概要

##### ・ 沿革

川崎管内排出油等防除協議会は、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の6第1項の協議会」として、平成9年11月に設立しました。

平成19年4月1日、法改正により、揮発油及び有害液体物質（HNS）についても、特定油同様の防除義務が義務付けられました。このため、平成19年7月6日、会の名称を「・・・排出油防除協議会」から「・・・排出油等防除協議会」に変更しました。

##### ・ 活動

##### ◆ 活動海域：川崎港及びその周辺海域

##### ◆ 協議会の業務

- ・ 防除活動マニュアル
- ・ 排出油等の防除に関する技術の調査及び研究
- ・ 排出油等の防除に関する教育及び共同訓練の実施
- ・ その他排出油等の防除に関する重要事項の協議
- ・ 会員が行う防除活動の調整

#### 会員

川崎管内排出油等防除協議会は、国の地方行政機関、地方公共団体、関係団体及び民間事業所等の長又はその指名する職員で構成され、現在35会員（平成27年4月1日）となっています。

#### 活動状況（平成26年度実績）

##### ◆ 研修等

実施日：平成26年7月4日  
内容：「油流出災害に関する講習会」

実施日：平成27年1月23日  
内容：「東日本大震災の体験談及び川崎市臨海部防災計画について」  
講師：川崎市総務局危機管理室 須田氏

実施日：平成27年2月9日  
内容：事件事例紹介等

##### ◆ 訓練等

実施日：平成26年7月  
内容：第1回情報伝達訓練

実施日：平成26年10月  
内容：第2回情報伝達訓練

実施日：平成27年4月  
内容：第3回情報伝達訓練

※ 情報伝達訓練：会員へのファックスによる送受信

実施日：平成26年9月25日  
内容：防災訓練実働訓練見学  
場所：旭化成ケミカルズ(株)川崎製造所



「川崎海上保安署 HP」より  
平成27年時点に修正